

三河港港湾計画書

— 改 訂 —

平成23年4月

三河港港湾管理者

愛知県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・ 平成 7 年 1 0 月 第 1 9 回愛知県地方港湾審議会
- ・ 平成 7 年 1 1 月 港湾審議会第 1 5 6 回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・ 平成 1 3 年 1 2 月 第 2 3 回愛知県地方港湾審議会
- ・ 平成 1 6 年 2 月 第 2 6 回愛知県地方港湾審議会
- ・ 平成 1 6 年 1 0 月 第 2 7 回愛知県地方港湾審議会
- ・ 平成 1 7 年 1 1 月 第 2 8 回愛知県地方港湾審議会
- ・ 平成 1 8 年 8 月 第 2 9 回愛知県地方港湾審議会
- ・ 平成 1 9 年 1 1 月 第 3 1 回愛知県地方港湾審議会

の議を経た三河港の港湾計画を改訂するものである。

目 次

I 港湾計画の方針 -----	1
1 三河港への要請 -----	1
2 計画の基本方針 -----	3
II 港湾の能力 -----	5
III 港湾施設の規模及び配置 -----	6
1 公共埠頭計画 -----	6
2 旅客船埠頭計画 -----	8
3 危険物取扱施設計画 -----	9
4 専用埠頭計画 -----	10
5 水域施設計画 -----	11
6 外郭施設計画 -----	13
7 小型船だまり計画 -----	14
8 マリーナ計画 -----	16
9 臨港交通施設計画 -----	17
IV 港湾の環境の整備及び保全 -----	18
1 自然的環境を整備又は保全する区域 -----	18
2 廃棄物処理計画 -----	18
3 港湾環境整備施設計画 -----	19
V 土地造成及び土地利用計画 -----	20
1 土地造成計画 -----	20
2 土地利用計画 -----	21
3 海浜計画 -----	22
VI その他重要事項 -----	23
1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設 -----	23
2 大規模地震対策施設 -----	24
3 港湾施設の利用 -----	25
(1) 物資補給等のための施設 -----	25

I 港湾計画の方針

1 三河港への要請

三河港は、渥美湾奥部に位置し、古くから東三河、西遠及び南信地域の物流拠点として、また東三河地域の工業開発の中核として重要な役割を果たしてきており、昭和39年に重要港湾に指定された。

今日の三河港は、モノづくり愛知県を代表する自動車産業が周辺地域に集積しており、また、海外メーカーも臨海部に多数立地しているなど我が国を代表する自動車流通港湾として重要な役割を担っている。

経済のグローバル化の進展や東アジア地域の急成長など大きく変化する国際社会の中で、三河港がこれまで同様、自動車流通港湾としての地位を確保し、自動車ハブ港としての国際競争力を維持・強化するために、航路、泊地、埠頭整備のみならず、更なるモータープール用地や自動車関連用地の確保が求められている。また、現在、神野地区周辺で見られている完成自動車とコンテナ貨物との混在、完成自動車と金属くず等の飛散貨物との混在の解消が求められている。

現在、三河港のコンテナ航路は中国、韓国を結ぶ近海航路が就航しており、更なるコンテナ取扱量の増大が予想される。また、東三河地域から潜在的な需要のある東南アジア航路の就航も想定され、三河港背後地域のコンテナ取扱需要への対応が求められている。

三河港の港湾整備、臨海部の企業立地が進むにつれ、港湾周辺の道路が慢性的に混雑しており、背後圏との円滑な輸送体系の構築、連携が求められている。

平成21年における愛知県の製造品出荷額等は3兆4,300億円で、昭和52年以来33年連続で全国一である。「産業立地の基本方針(愛知県)」において東三河地域は、輸送機械関連産業を始め、機械関連産業、健康長寿関連産業、農工連携関連産業を推し進めることとしており、三河港もその一端を担い、産業用地の確保が求められている。また、港湾を核とした高度な物流サービスの展開を可能とする物流用地の確保も求められている。

市街地と埠頭エリアが近接している地区においては、駅前開発事業などと連携し、都市と港湾が一体となった魅力的な交流拠点の形成、みなとへの市民の誘導が求められている。

三河港が位置する三河湾は、豊かな自然環境に恵まれており、三河港内にも六条潟をはじめとする良好な干潟・浅場が存在する。近年の環境に対する市民の意識の高まりを背景に、水質浄化及び生物多様性の保全等のために六条潟の整備・保全、人工海浜・緑地等の整備促進等が求められている。

また、豊かな自然環境や海洋性レクリエーション施設などを生かした美しいウォーターフロントの形成が求められている。

東三河地域から発生する一般廃棄物、産業廃棄物の内陸部における廃棄物処分場の確保が困難な状態であり、廃棄物を適切に処理するため、三河港内において海面処分用地の確保が求められている。

三河港は、平成15年4月にリサイクルポート（総合静脈物流拠点港）に指定され、循環型産業の誘致が求められている。

三河港周辺は、東海地震に関する地震防災対策強化地域、東南海・南海地震防災対策推進地域にそれぞれ指定されるなど、近い将来、高い確率で発生が予想される地震に対しての備えとして、耐震強化岸壁、防災拠点、緊急輸送道路等の早急な整備が求められている。

また、地球温暖化による気候変動、大型台風の発生及びそれに伴う高潮などの風水害に対して、地域の安全と港湾活動の継続を可能にする対策、整備が求められている。

今後の船舶の増加、大型化に対応した安全で使いやすい航路・泊地の提供が求められている。

2 計画の基本方針

東三河地域の生活と産業を支える三河港の産業競争力を強化するとともに、物流・産業、人流・交流、環境・生活、安全・防災の4つの機能が融合した魅力あるみなとを実現し、「地域の持続的な発展」を推進するため、平成30年代前半を目標年次として以下の方針を定め、港湾計画を改訂する。

(1) 【物流・産業】国際的な物流・産業拠点の形成

- ① 自動車産業を中核とするモノづくり愛知の企業の競争力を強化するため、自動車流通港湾として更なる機能の拡充を図る。
- ② 近海航路、東南アジア航路を対象としたコンテナ貨物も取り扱える多目的国際ターミナルの展開を図る。
- ③ 自動車関連企業、物流関連企業を中心とした企業からの用地需要に対応する新たな産業用地を確保する。
- ④ 民間企業の要請に対応し、背後立地企業の貨物を取り扱うための危険物取扱施設計画、専用埠頭計画により、産業拠点としての機能強化を行う。
- ⑤ 陸・海の結節点である港湾の物流機能を十分に活かすために、背後の交通ネットワークと円滑な交通を可能にする臨港道路を計画し、物流活動及び都市活動の支援を図る。

(2) 【人流・交流】魅力ある質の高い生活環境空間の創出とみなとまちづくりの推進

- ① 魅力ある質の高い生活環境空間を創出するため、市民が憩い、潤うことができるような交流拠点やレクリエーション空間を確保する。

(3) 【環境・生活】環境共生・循環型社会づくりへの貢献

- ① 三河湾の多様な生態系が健全に維持され、人と自然との豊かな触れ合いの場が確保された水辺環境を創出する。

- ② 地域への環境影響を緩和する緑地空間を整備し、良好な港湾環境の保全・創出を図る。
- ③ 東三河地域の市町村等からの要請に対応して、海域において廃棄物処分場のための空間を確保する。
- ④ 自動車流通港湾としての機能強化を支援するため、自動車の生産から廃棄・再生まで対応できるようリサイクル物流について施設及び用地の確保を図っていく。

(4) 【安全・防災】地域への安全・安心の提供

- ① 大規模地震等の発生時における、緊急物資等の輸送機能を確保するため、大規模地震対策を推進する。
- ② 台風、高潮などの風水害に対して、地域の安全と港湾活動の継続を可能にするため、台風、高潮対策を推進する。

(5) 港湾空間のゾーニング

多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため、港湾空間を以下のように利用する。

- ① 蒲郡地区南部及び神野地区は、物流ゾーンとする。
- ② 蒲郡地区、御津地区、神野地区中央部、明海地区及び田原地区は、生産ゾーンとする。
- ③ 蒲郡地区北部、大塚地区、御津地区東部及び田原地区西部は、緑地・レクリエーションゾーンとする。
- ④ 神野地区北側は、環境保全ゾーンとする。

II 港湾の能力

目標年次（平成30年代前半）における取扱貨物量、船舶乗降旅客数等を次のように定める。

取扱貨物量	外 貿 (うち外貿コンテナ)	2,050万トン (40万トン(7万TEU))
	内 貿	1,780万トン
	合 計	3,830万トン
船舶乗降旅客数等		5万人

III 港灣施設の規模及び配置

1 公共埠頭計画

完成自動車、鋼材等の外貿貨物と、鋼材等の内貿貨物を取り扱うため、公共埠頭を次のとおり計画する。

[公共埠頭計画]

蒲郡地区

水深 1.1 m 岸壁 2 バース 延長 380 m

[既定計画] GG11-1、2

水深 1.0 m 岸壁 1 バース 延長 275 m (うち 185 m 既設)

[既定計画] GG04

(旅客船埠頭計画 1 バース 延長 275 m としても利用する。)

埠頭用地 1.0 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

[既定計画]

神野地区

水深 1.2 m 岸壁 2 バース 延長 520 m

[既設の変更計画] TJ07-2、3

水深 1.2 m 岸壁 1 バース 延長 260 m

[新規計画] TJ07-4

水深 1.1 m 岸壁 1 バース 延長 190 m

[既設の変更計画] TJ07-1

(既設
水深 1.2 m 岸壁 3 バース 延長 720 m)

水深 1.2 m 岸壁 1 バース 延長 240 m

[既定計画] TJ08-2

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 130 m

[既定計画の変更計画] TJ08-3

埠頭用地 1.7 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

[既定計画]

既定計画
水深 1.2 m 岸壁 3 バース 延長 720 m
(うち 240 m 既設)

なお、次の既定計画を削除する。

既定計画
水深 1.2 m 岸壁 4 バース 延長 960 m
水深 1.0 m 岸壁 1 バース 延長 240 m
水深 1.0 m 岸壁 1 バース 延長 170 m
埠頭用地 50 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

明海地区

水深 7.5 m 岸壁 2 バース 延長 260 m [新規計画]
T A 0 1 - 1、2
埠頭用地 11 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)
[新規計画]

なお、これに伴い、次の既設の施設を廃止する。

既設
水深 4.5 m 岸壁 6 バース 延長 360 m

田原地区

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 130 m [既設の変更計画]
T T 0 2 - 1
水深 5.5 m 岸壁 3 バース 延長 270 m [既設の変更計画]
T T 0 2 - 2 ~ 4

既設
水深 5.5 m 岸壁 4 バース 延長 400 m

2 旅客船埠頭計画

旅客船の大型化に対処し、港内の海上輸送網を充実するため、旅客船埠頭を次のとおり計画する。

[旅客船埠頭計画]

蒲郡地区

水深10m 岸壁1バース 延長275m (うち185m既設)

[既定計画] GG04

[公共埠頭計画 1バース 延長275mとしても利用する。]

水深5m 岸壁延長 100m [既設の変更計画] GT03

[既設
水深5m 岸壁1バース 延長118m]

なお、次の既定計画を削除する。

[既定計画
水深4m 小型栈橋 2基 (専用)]

3 危険物取扱施設計画

染料・塗料・合成樹脂・その他化学工業品等を一般貨物と分離して取り扱うため、危険物取扱施設を次のとおり計画する。

[危険物取扱施設計画]

田原地区

水深 10 m	ドルフィン 1 バース (専用)	[既定計画]
水深 9 m	ドルフィン 1 バース (専用)	[既定計画]
水深 5.5 m	ドルフィン 4 バース (専用)	[既定計画]

4 専用埠頭計画

完成自動車、鉄鋼等の外内貿貨物を取り扱うため、専用埠頭を次のとおり計画する。

[専用埠頭計画]

御津地区

水深 5.5 m 岸壁 延長 100 m [既定計画の変更計画]

(既定計画
水深 3.5 ~ 5.5 m 延長 300 m)

明海地区

次の既設の施設を廃止する。

(既設
水深 4 m 物揚場 延長 212 m)

田原地区

水深 7.5 m 岸壁 延長 280 m [既定計画の変更計画]

水深 6 m 岸壁 延長 200 m (うち 60 m 既設)

[既設の変更計画]

水深 4.5 m ドルフィン 2 バース [既定計画]

(既設
水深 6 m 岸壁 延長 60 m)

(既定計画
水深 7.5 ~ 10 m 岸壁 延長 600 m)

5 水域施設計画

係留施設の計画に対応して、航路及び泊地を次のとおり計画する。

[水域施設計画]

1) 航路

蒲郡地区 蒲郡航路 水深 11 m 幅員 250 m [既定計画]

2) 泊地

蒲郡地区 水深 11 m 面積 2 ha [既定計画]

水深 10 m 面積 2 ha [既定計画]

水深 5.5 m 面積 1 ha [既定計画]

水深 5 m 面積 1.7 ha [既定計画]

神野地区 水深 12 m 面積 2 ha [既定計画の変更計画]

水深 7.5 m 面積 5 ha [既定計画の変更計画]

水深 4 m 面積 2 ha [既定計画の変更計画]

(既定計画
水深 12 m 面積 192 ha (うち既設 67 ha)
水深 4 m 面積 3 ha)

なお、次の既定計画を削除する。

(既定計画
水深 12 m 面積 119 ha
水深 10 m 面積 21 ha)

明海地区 水深 7.5 m 面積 4 ha [新規計画]

田原地区 水深 7.5 m 面積 26 ha [既定計画の変更計画]

水深 7.5 m 面積 11 ha [既設の変更計画]

(既定計画
水深 10 m 面積 49 ha)

3) 航路・泊地

蒲郡地区 水深 1.1 m 面積 7.7 ha [既定計画]

水深 1.0 m 面積 8 ha [既定計画]

神野地区 水深 1.2 m 面積 8 ha [既定計画の変更計画]

6 外郭施設計画

港内の静穏及び船舶航行の安全を図るため、外郭施設を次のとおり計画する。

[外郭施設計画]

防波堤

蒲郡地区

竹島防波堤 延長 6 6 0 m (うち既設 5 1 0 m) [既定計画]

なお、次の既設の施設を撤去する。

(既設
竹島防波堤 延長 2 1 0 m)

御津地区

御津 2 区防波堤 延長 1 0 0 m [新規計画]

神野地区

神野北防波堤 延長 2, 9 6 0 m (うち既設 2, 1 9 0 m)
[既定計画の変更計画]

神野南防波堤 延長 6 3 0 m (うち既設 6 3 0 m)
[既定計画の変更計画]

(既定計画
神野北防波堤 延長 3, 8 0 0 m
神野南防波堤 延長 9 1 0 m)

7 小型船だまり計画

プレジャーボート、作業船等の利用のため、小型船だまりを次のとおり計画する。

[小型船だまり計画]

御津地区

御津プレジャーボートスポット (PBS)

泊地 水深 1 m 面積 1 h a [既定計画の変更計画]

小型栈橋 3 基 [既定計画の変更計画]

(既定計画
泊地 水深 1 m 面積 1 h a
小型栈橋 6 基)

なお、次の既定計画を削除する。

(既定計画
御津第 2 船だまり
泊地 水深 1.5 m 面積 1 h a
小型栈橋 5 基

御津第 3 船だまり
泊地 水深 2 m 面積 1 h a
物揚場 水深 2 m 延長 70 m
埠頭用地 1 h a

御津第 4 船だまり
泊地 水深 2 m 面積 1 h a
航路 水深 2 m 幅員 40 m
物揚場 水深 2 m 延長 70 m
埠頭用地 1 h a)

神野地区

神野第2船だまり

泊地 水深5.5m 面積1ha [既定計画]

岸壁 水深5.5m 延長150m [既定計画]

なお、次の既定計画を削除する。

既定計画

神野第1船だまり

泊地 水深3.5m 面積2ha

物揚場 水深3.5m 延長210m

埠頭用地 面積1ha

神野第3船だまり

泊地 水深5.5m 面積4ha

岸壁 水深5.5m 1バース 延長370m

防波堤 延長360m

埠頭用地 面積3ha

神野プレジャーボートスポット (PBS)

泊地 水深1m 面積5ha

航路 水深1m 幅員20m

小型栈橋 27基

8 マリーナ計画

海洋性レクリエーション需要の増大に対処するため、マリーナを次のとおり計画する。

[マリーナ計画]

蒲郡地区

1) 蒲郡インナーハーバー

泊地	水深 5 m	面積 17 ha	[既定計画]
防波堤	延長 120 m		[既定計画]
小型栈橋	21基 (うち1基既設)		[既定計画]
交流厚生用地	5 ha		[既定計画]

なお、次の既設の施設を廃止する。

既設			
物揚場	水深 3.5 m	延長 120 m	
岸壁	水深 4.5 ~ 6 m	延長 876 m	

2) 旧蒲郡ヨットハーバー

防波堤	延長 260 m (うち210 m既設)	[既定計画]
-----	----------------------	--------

なお、次の既定計画を削除する。

既定計画		
小型栈橋	2基	

大塚地区

小型栈橋	19基 (うち6基既設)	[既定計画]
------	--------------	--------

9 臨港交通施設計画

港湾における交通の円滑化を図るとともに、港湾と背後地域とを結ぶため、臨港交通施設を次のとおり計画する。

[臨港交通施設計画]

道路

臨港道路犬飼線 [既定計画]

起点 蒲郡埠頭

終点 国道23号 2車線

臨港道路蒲郡埠頭緑地線 [既定計画]

起点 蒲郡埠頭

終点 蒲郡緑地 2車線

臨港道路御津埠頭線 [既定計画]

起点 御津埠頭

終点 臨港道路東三河臨海線 2車線

臨港道路臨海緑地線 [既定計画]

起点 御津2区

終点 都市計画道路前芝豊川線 4車線

臨港道路東三河臨海線 [既定計画]

起点 豊川市御津町西方地区

終点 臨港道路東三河臨海線 4車線

臨港道路神野西線 [既定計画の変更計画]

起点 神野西埠頭

終点 臨港道路東三河臨海線 4車線

(既定計画
臨港道路神野西線
起点 神野西埠頭
終点 市道吉田方線 4車線)

臨港道路田原線 [既定計画]

起点 田原埠頭

終点 田原4区 4車線 (うち2車線既設)

IV 港灣の環境の整備及び保全

1 自然的環境を整備又は保全する区域

良好な環境の形成を図るため、干潟、浅場等を整備又は保全する区域を次のとおり計画する。

[自然的環境を整備又は保全する区域]

神野地区において自然的環境を整備又は保全する区域を定める。

2 廃棄物処理計画

廃棄物の処分用地を確保するため、廃棄物の処理について、次のとおり計画する。

[廃棄物処理計画]

一般廃棄物、産業廃棄物 57 万 m³ を廃棄物埋立護岸により埋立処分するため、廃棄物の処理について、次のとおり計画する。

明海地区 海面処分用地 12 ha [新規計画]

なお、次の既定計画を削除する。

(既定計画
神野地区
廃棄物処理・活用用地 28 ha)

3 港湾環境整備施設計画

港湾の環境の整備を図るため、緑地、海浜を次のとおり計画する。

[港湾環境整備施設計画]

蒲郡地区 緑地 4 h a [既定計画]

御津地区 海浜 延長 1,600 m [既定計画の変更計画]

海浜 延長 1,200 m [既定計画]

(既定計画
海浜 延長 1,150 m)

神野地区 緑地 6 h a [既定計画の変更計画]

海浜 延長 1,140 m [既定計画の変更計画]

(既定計画
緑地 24 h a
海浜 延長 1,000 m)

明海地区 緑地 5 h a [既定計画]

田原地区 緑地 15 h a (うち既設 4 h a)

[既定計画の変更計画]

緑地 10 h a [新規計画]

(既定計画
緑地 18 h a)

V 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地利用計画、土地造成計画及び海浜計画を次のとおり計画する。

1 土地造成計画

単位：h a

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	工業用地	交通機能用地	緑地	廃棄物処理 施設用地	海面処分用地	公共用地	合計
西浦地区										
蒲郡地区	(10) 10			(2) 2	(1) 1	(4) 4				(16) 16
大塚地区										
御津地区										
神野地区	(17) 17	(49) 49		(9) 9	(6) 7	(6) 6				(87) 88
明海地区	(11) 11	(10) 10						(12) 12		(34) 34
田原地区										
合計	(37) 37	(59) 59		(11) 11	(7) 8	(10) 10		(12) 12		(136) 137

注 1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注 2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

2 土地利用計画

単位：h a

地区名 用途	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	緑地	海面処分用地	合計
西浦地区	(2) 2								(2) 2
蒲郡地区	(77) 77	(12) 12	(9) 9	(147) 147	39	(1) 1	(18) 18		(264) 303
大塚地区			(113) 113		13	(6) 6	(14) 14		(133) 146
御津地区	(4) 4	(32) 32	(4) 4	(159) 159	43	(24) 24	(64) 64		(287) 330
神野地区	(111) 111	(78) 78		(64) 64		(32) 33	(20) 20		(305) 306
明海地区	(32) 32	(10) 10		(603) 603		(4) 25	(11) 24	(12) 12	(672) 706
田原地区	(18) 18	(10) 10		(1,027) 1,027	4	(14) 34	(39) 51		(1,107) 1,143
合計	(244) 244	(142) 142	(127) 127	(2,000) 2,000	99	(80) 123	(165) 191	(12) 12	(2,769) 2,936

注 1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注 2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

3 海浜計画

単位：m

地区名	海浜
大塚	(5 8 0) 5 8 0
御津	(4 , 5 5 0) 4 , 5 5 0
神野	(1 , 1 4 0) 1 , 1 4 0
合計	(6 , 2 7 0) 6 , 2 7 0

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する海浜計画で内数である。

注2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

VI その他重要事項

1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

今回計画している施設及び既に計画されている施設のうち、国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設は以下のとおりである。

[国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設]

神野地区

水深 1 2 m 岸壁 2 バース 延長 5 2 0 m
[既設の変更計画] T J 0 7 - 2、3

水深 1 2 m 岸壁 1 バース 延長 2 6 0 m
[新規計画] T J 0 7 - 4

水深 1 2 m 岸壁 1 バース 延長 2 4 0 m
[既定計画] T J 0 8 - 2

泊地 水深 1 2 m 面積 2 h a [既定計画]

航路・泊地 水深 1 2 m 面積 8 h a [既定計画の変更計画]

神野北防波堤 延長 2, 9 6 0 m (うち既設 2, 1 9 0 m)
[既定計画の変更計画]

神野南防波堤 延長 6 3 0 m (うち既設 6 3 0 m)
[既定計画の変更計画]

臨港道路東三河臨海線 [既定計画]

起点 豊川市御津町西方地区

終点 臨港道路東三河臨海線 4 車線

2 大規模地震対策施設

今回計画している施設のうち、以下の施設について、大規模地震が発生した場合に物資の緊急輸送、住民の避難等に供するため、大規模地震対策施設として計画する。

[大規模地震対策施設計画]

神野地区

水深 1.2 m 岸壁 1 バース 延長 260 m [新規計画]
T J 0 7 - 4

明海地区

次の既設の施設を廃止する。

〔 既設
水深 4.5 m 岸壁 6 バース 延長 360 m 〕

田原地区

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 130 m [既設の変更計画]
T T 0 2 - 1

〔 既設
水深 5.5 m 岸壁 1 バース 延長 100 m 〕

3 港湾施設の利用

(1) 物資補給等のための施設

貨物船等の物資補給等に対応するため、既存施設を有効に活用し、物資補給等のための施設を次のとおり計画する。

[物資補給等のための施設]

蒲郡地区

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 1 3 0 m (物資補給岸壁)
G G 0 5 - 2 [既設]

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 1 3 0 m (物資補給岸壁)
G G 0 8 - 2 [既設]